

ガストロノミーを活かした地域ブランド化推進業務委託 仕様書

第1 業務の概要

1 業務名

ガストロノミー(※1)を活かした地域ブランド化推進業務委託

2 業務の趣旨・目的

大阪府では、大阪・関西万博を契機とした大阪への関心の高まりに伴う来阪者の増加をふまえ、大阪産(もん)(※2)・大阪産(もん)名品(※3)を「味わえる・買える・体験できる」魅力ある観光コンテンツの一つとして、更なる需要創出に向けた取組等を展開している。

大阪府内では、新鮮で完熟、ここでしか食べられない様々な農林水産物が生産・収穫されており、大阪土産として最適な「大阪産(もん)名品」と併せて、大阪の魅力的な食の観光資源として国内外の観光客を誘引し得るポテンシャルを有している。令和7年に開催された大阪・関西万博を機に国内外から大阪に注目が集まっていることを好機と捉え、来阪観光客が、“せっかく大阪に来たなら●●地域の○○を食べに行きたい”と大阪産(もん)で府内各地に呼び込み、周遊を促進するため、“ここでしか味わえない”、“ここでしか体験できない”付加価値をつけ、新たなコンテンツとして磨き上げる。

また、観光農園や直売所等、既存の農業コンテンツの旅行商品への組み入れ、宿泊者等への情報提供等を促進するため、旅行者等を対象としたファミトリップ(※4)を実施する。

さらに、大阪産(もん)の産地への周遊促進にとどまらず、将来的に滞在型観光の推進に資する観光拠点の創出に向け、既存の地域資源(※5)との連携を図りつつ、地元事業者のみならず、民間企業の参画を見据えた活用手法の検討等を実施する。

上記取組を実効性ある施策にするため、課題や改善点の抽出及び検証を目的とした実証調査を行い、今後のブラッシュアップにつなげるものである。

(※1) 美食。食と地域の歴史や文化の関係を考察すること。

(※2) 大阪府内で生産された農林水産物(農産物、林産物、畜産物、水産物)とそれらを使った加工品

(※3) 「天下の台所・大阪」で長く愛され続けている、お土産や贈り物にもおすすめの加工食品

(※4) 産地等への周遊促進のため、旅行業や宿泊業等の事業者を現地に案内し、その魅力を体験するための旅行

(※5) 地域の特産農産物や観光農園、直売所のほか、古民家や農村風景、文化等、その地域に存在し、活用可能な有形・無形の要素

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水曜日)まで

4 委託上限金額

68,421,000円(消費税及び地方消費税を含む)

第2 委託業務内容

I 観光資源となる大阪産(もん)の発掘、企画・造成及び調査業務

府外からの来阪者を府内各地に呼び込み周遊を促進するため、以下の2つの取組を実施すること。

- ・ 地域の観光コンテンツの企画・造成
- ・ 地域ブランド化に向けた調査

(1) 地域の観光コンテンツの企画・造成

1. 府内4地域(※6)における、それら地域に国内外からの観光客を呼び込める観光資源となる大阪産(もん)の発掘

(※6) 北部:7市3町

豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町

中部:11市

大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市

泉州:9市4町

堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

南河内:6市2町1村

富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

【内容】

国内外からの観光客に訴求する地域へ呼び込めるポテンシャルを有する観光資源となる大阪産(もん)を以下のとおり、発掘すること。

①府域を代表する品目（府内4地域 × 2品目）:8品目以上（下記②は含めない）

- ・ 府内で生産・収穫された農林水産物にすること
- ・ うち2品目以上は水産物とし、全体の半数以上が農産物となるようにすること

②概ね 100 年前から大阪府内で栽培されてきた品目（なにわの伝統野菜(※7)等）

- ・ 府内各地で大阪独特の野菜が多数復活したことが訴求できるよう、複数品目にするなど、工夫を凝らすこと。

(※7) 昭和初期以前(概ね 100 年前)から大阪府内で栽培され、苗、種子等の来歴が明らかで、大阪独自の品目、品種、栽培方法によるもの、又は府内特定地域の気候風土に育まれたものであり、栽培に供する苗、種子等の確保が可能で、府内で生産されている野菜のこと

参考 URL:

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/naniwanonousanbutu/dentou.html#dentoyasai>

【留意点】

- ・ 発掘する品目については、複数候補を選び発注者と協議の上、決定すること。
- ・ “その時期・その場所でしか味わえない” 府内で生産・収穫された旬の農林水産物とすること。
- ・ 提案品目については、季節に偏りが出ないようにすること。

- ・ 地域の食・文化・歴史に裏打ちされた一貫したストーリーを有し、「府内●●地域=大阪といえ
ば〇〇(食材)」という地域ブランド化につながると思われる品目とすること。

品目イメージ(例)

【農産物】

春:いちご(北部、泉州・南河内)、きくな(泉州)、たまねぎ(泉州)、

なす ※水なす、千両なす等(泉州、南河内)

夏:いちじく(泉州、南河内)、ぶどう(中部、泉州、南河内)、ブルーベリー(泉州)、もも(泉州)

【水産物】

秋:しらす(泉州)

冬:カキ(泉州)

2. 観光コンテンツとしての企画・造成

【内容】

- ・ 上記1.で発掘した品目(以下、品目という)について、以下の点を踏まえコンテンツ作りを行うこと。
- ・ 季節性を魅力とするなど、大阪を訪れる観光客の「トキ・コト消費」を促す観光コンテンツになるよう企画・造成すること。
- ・ 品目ごとに、その地域とその土地ならではの歴史・文化・自然環境等の地域資源の魅力を観光客に訴求する、「府内●●地域=大阪といえれば〇〇(食材)」という新たなイメージを創出し、「せっかく大阪に来たら、〇〇食べに●●地域」への行動変容を促すストーリーの作成及び演出することで、地域のブランド化につながるものにする。

【留意点】

- ・ 企画内容については、発注者と協議の上で確定し、実施すること。
- ・ 提案時は、1.で発掘した大阪産(もん)のその価値を高めるストーリー作りの着眼点のみで構わない。
- ・ 企画・造成するコンテンツ数は、発掘した品目と同等数、もしくは歴史的なつながり等から複数品目を合わせたコンテンツ作りをする方がより訴求力が高い認められるものについては、複数品目を一つ盛り込んだコンテンツも可能とする。
- ・ 単なる収穫体験や料理体験にとどめず、地域の食・文化・歴史を盛り込むこと。
- ・ 物語の作成に際して、引用を行う場合は、必ず参照元を明示すること。
- ・ 実施場所は、原則、既存施設等を活用すること。
- ・ 対象経費には、新たな機能の構築・拡充による運営の維持・管理費や施設内外の改装含めたハード整備費は本事業費の対象外とする。ただし、施設側等が運営の維持・管理費を負担する場合は、その限りではない。

┌───────────┐
└ (提案を求める内容) ┘

- (a) 各コンテンツの提案は、実現可能性の高い内容とすること。
- (b) 手法及び企画内容(どんな方法で観光資源となる大阪産(もん)を調査・発掘するか、その資源を活用した展開など)について、独自の知見やノウハウを活かして、効果的かつ実現可能な提案すること。
- (c) 企画・作成した各コンテンツが、単発で終わることなく、継続可能なポイントについても企画内容に含めること。
- (d) その他、新規性や話題性、インパクトのある視点も加えること。
- (e) 各コンテンツを提案するにあたり、将来、地域における事業化に導く手法(主たるターゲットや来販を促すための戦略や着眼点等)も併せて提案すること。
- (f) 実施スケジュール及び体制(案)
- (g) 上記に加え、より実現性が高くなるよう、工夫を凝らした内容があれば、提案すること。

(2) 地域ブランド化に向けた調査

1. テストランによる効果検証

【内容】

- ・ 上記(1)の2.で企画・作成した各観光コンテンツ(以下、「各コンテンツ」という)について、集客力及び実効性の検証をするため、以下の点を踏まえ、テストランを最低 1 回以上実施すること。なお、テストランの実施期間(日数)は問わない。同日に纏めて実施することは可能。
- ・ テストランの参加者は、各コンテンツを実現可能にするために評価する必要があると考えられる各種ポイントについて専門的立場等で評価できる者(※8)を含めること。

(※8) 各コンテンツの実装にあたり、直接的・間接的にかかわることが想定される利害関係者で、送客側及び受入側になると考えられる者等(自治体、地域振興等に取り組む団体、旅行関連事業者、有識者、地元住民、インフルエンサー等)やターゲット層の観光客等。

- ・ 参加者にアンケートやインタビューを実施し、コンテンツの商品価値や満足度、地域にもたらす効果などを検証及び持続可能なコンテンツの実現に向けた課題・改善点の抽出すること。

2. テストランを実施する各コンテンツが立地する地域調査(以下、「調査」という)

各コンテンツが地域の代表的な観光資源となる大阪産(もん)として、地域の地域に受け入れられるコンテンツになるよう、上記1.のテストランに加え、調査を実施する。

【内容】

- ・ 観光客を受入れることで生じることが想定される問題点(交通渋滞、オーバーツーリズム等)の視点も入れて、送客側と受入側双方にとって **win-win** な観光客の受入が実現できるよう、各地域の実情も踏まえて、課題・改善点を抽出すること。
- ・ 調査対象には、2のファミトリップの対象施設も含めることとし、将来的な商品化を見据えた調査も含めて行うこと。
- ・ 観光客の受入れに伴い生じると見込まれる課題を抽出し、その際には観光客が訪れることができる受入環境整備(受入施設、交通インフラ等)の視点も入れること。
- ・ 調査にあたっては、観光客受入れの安心・安全かつ持続性の確保に向けて、関わることを想

定される利害関係者同士が連携し、多様な立場からの検証できる体制をつくること。

【留意点】

- ・ テストランの参加者及び調査メンバーには、以下 **2** のファムトリップ、**3** の観光拠点の創出の検討の場のメンバーも必要に応じて参画させることとし、各業務間に切れ目のないように連携させること。
- ・ 調査分析の進め方や手法、内容（調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等）については、発注者と事前に協議すること。
- ・ 調査設計期間、調査時期や分析期間などが効果的かつ実現可能な形で実施すること。
- ・ 上記 **1** のテストラン、以下 **2** のファムトリップ、**3** の観光拠点の創出へのフィードバック及び今後の事業展開への活用を見据えた調査内容にすること。

3. テストラン及び調査結果に関するレポートの作成

- ・ 上記 **1** のテストラン及び **2** の地域調査それぞれの結果をとりまとめた報告書を作成すること。
- ・ レポートでは、課題・改善点を整理し、次年度以降、効果的かつ実効性の高い事業へ発展させるにあたり、必要なものや見直すべきものが見える化し、**2030** 年の **IR** 開業を見据えて、今後、受入れ側が長期的、段階的に取り組むべき事項等を整理して示すこと。
- ・ 事業実施の様子が分かる写真や図表など、視覚的要素を効果的に活用し、読み手に分かり易い形で表現すること。

（提案を求める内容）

- （a）テストランの実施方法（時期、回数、想定される参加者等）について具体的に示すこと。
- （b）地域調査の進め方や内容（調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等）、分析手法について、具体的に提案すること。
- （c）報告書の作成イメージ（構成、項目等）及び想定される活用方法を示すこと。
- （d）品目の季節性も踏まえて実施スケジュール及び体制（案）
- （e）上記に加え、より実現性が高くなるよう、工夫を凝らした内容があれば、提案すること。

2 ファムトリップの企画・運營業務

府が指定する地域（北部、中部の各1ヵ所）において、旅行業や宿泊業等の事業者が、観光農園や直売所、食文化、風景等の大阪産（もん）コンテンツの体験を通じて知る機会の提供（ファムトリップ）を実施するため、以下の業務を行う。

1. ファムトリップの企画・調整

候補となる観光農園等をリストアップし、発注者と協議の上で訪問先と実施時期を決定し、訪問先との調整の上で行程（計 **2** コース）を設定すること。可能な場合は、上記（1）の2.で提案する観光コンテンツを訪問先に加えること。なお、行程の設定に際しては、団体によるバス旅行だけでなく、個人旅行者やファミリー層の利用を想定すること。

2. 参加事業者の募集・招聘

将来的な旅行商品の開発や宿泊施設等における情報発信等、事業目的の達成が見込まれる

参加事業者を、発注者と協議の上で募集・招聘する。なお、募集に際しては、発注者並びに観光地域づくりを推進する組織・団体(DMO)等の関係機関との連携により実施すること。

3. 当日の運営

バス等の手配・運行、駐車場所の確保を行うとともに、府内農業や周遊観光の知見を有し、その魅力や効果を参加事業者の説明し、旅行商品造成や宿泊者等への情報発信について助言できる有識者を同行させ、バス車内等において参加事業者の説明するとともに総括を行う。

なお、有識者については複数の候補者を示し、発注者と協議の上で選定すること。

4. 参加事業者、ファムトリップ訪問先、事業効果の評価・分析

実施内容の評価、及び将来の旅行商品造成等に向けた課題整理が可能なアンケートの実施・分析を行うとともに、訪問先の観光農園や直売所等にフィードバックを行うとともに、実施半年後を目安に、旅行商品につながった件数や、訪問先の来客数増等の事業効果を把握する。なお、アンケート項目や調査・フィードバック、事業効果の方法は発注者との協議の上で決定する。

<提案を求める事項>

- (a) 農村部への周遊促進、ひいては農業振興につながる訪問先の選定方法と実施内容案
- (b) 参加事業者の募集方法、及び将来の商品造成や情報発信につながる招聘予定事業者
- (c) 府内農業や周遊観光の知見を有する有識者候補、及びその役割(説明内容、総括等)
- (d) アンケート項目(案)、及び評価・分析、フィードバック方法、事業効果(旅行商品化、訪問先の来客数増等)の把握方法
- (e) 品目の季節性も踏まえて実施スケジュール及び体制(案)

3 観光拠点創出に向けた検討業務

農業及び農空間等の地域資源を活かした農泊等による滞在型観光を、民間事業者の活力により推進し、地域農業の振興に資するため、府が指定する地域(北部、泉州各1カ所)において、宿泊業や飲食業等の民間事業者をはじめ、観光農園や直売所の運営者、地元住民、自治体とともに検討するため、以下の業務を行う。

1. 古民家等の地域資源の掘り起こし

府が指定する地域(計2カ所)において、新たな観光拠点の創出に向けて活用が見込まれる、古民家等の地域資源の掘り起こし、権利関係、法的規制等の調査を行うとともに、活用に向けた課題を整理する。

2. 観光拠点の創出に関心を持つ民間事業者の誘致

上記(1)で掘り起こした地域資源に関心を持つ民間事業者(宿泊業や飲食業等)へのヒアリング等により、新たな観光拠点の創出に向けた検討会に参加する民間事業者(1者以上)を選定する。

3. 推進体制の構築

新たな観光拠点整備に向けた検討を行うため、観光農園や直売所等の地域資源に関わる事業者、及び地元住民や地元自治体からなる推進組織(1地域あたり1組織)を構築する。なお、推

進組織構成員は、発注者及び地元自治体との協議により決定するものとする。

4. 推進に向けた検討会の実施

上記(3)で構築した推進組織の構成員等からの個別ヒアリング、検討会等を実施する。

その中で出た意見を踏まえ、地域資源の観光拠点としての活用素案(イメージ図、整備に向けたロードマップ、今後検討すべき課題等を含む)を作成する。

なお、令和9年度は、各推進組織において地域資源の観光拠点としての活用に向け、素案を基に引き続き検討する予定。

<提案を求める事項>

- (a) 掘り起こし対象とする地域資源候補と、その具体的な調査・課題整理の手法
- (b) 推進組織に参画し、誘致候補となる民間事業者の探索及び働きかけ手法、想定している事業者
- (c) 観光拠点整備を検討する推進組織の具体的な構築手法、検討スケジュール及び組織構成員(案)
- (d) 推進組織の構成員等の意向を把握する手法及び地域資源の観光拠点としての活用素案の作成に向けたスケジュール

第3 実施状況の報告について

- 1 受託者は、契約締結後、毎月、本事業の実施状況(作業・スケジュール進捗がわかる資料等)を書面により発注者に報告すること(報告様式自由)。
- 2 発注者から受託者に対し、必要に応じて事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

第4 関係機関との調整について

- 1 事業運営に必要な関係機関(警察、消防署等含む)との連絡調整については、発注者の指示のもと受託者が行うこと。
- 2 受託者が業務実施にあたり許可申請書など各種申請に必要な書類を作成すること。

第5 委託における留意事項について

- 1 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- 2 受託者は、発注者と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。
- 3 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- 4 受託者は、発注者と協議のうえ、契約締結までに業務実施計画書を提出すること。
- 5 本事業に係る一切の経費は、全て事業費に含むこと。
受託者は、経費支出等の確認書類(請求書、支払書等)について、確実に整理、事業年度終了後5年間保存すること。なお、発注者から請求があった場合、速やかに提出すること。
- 6 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 7 その他
大阪府が過去に造成した体験型旅行コンテンツについても参考にすること。

(参考)

<https://www.diversity-japan.com/>

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/99895/designed_tour_package.pdf

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/famtrip/famutorippu_koubo.html

第6 業務実施スケジュール及び実施体制等について

【内容】

第2の1及び2について、事業委託期間内に安全で計画的かつ効率的に進行できるように、発注者と協議の上、計画を立てて進行管理を行うこと。

【留意点】

- ・ 業務実施スケジュールは、実現可能なものを提案すること。
- ・ 本業務を円滑かつ適切に実施するために必要なスキルと経験を有する人員を配置すること。
- ・ 業務の履行にあたり取り扱う個人情報について、関係法令等に基づき、適正に管理すること。
- ・ 「大阪府からの受託業務に係る個人情報の適正管理のポイント」を精読のうえ、遵守すること。
- ・ 個人情報漏えい時における体制の確保を図ること。

【提案を求める事項】

- (a) 「第2 1. (1)、(2)、(3)」の各業務及び「第2 2.」の業務の連動性と、切れ目ない全体の統括、本業務全体を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。
- (b) 安全で計画的かつ効率的に遂行できる体制について提案すること。なお、本業務全体を統括する責任者について、既に決定している場合は明記(所属、役職、業務実績等)すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- (c) 提案事業者の強み(類似の運営実績・調査実績、コンサルティング経験、企業ネットワーク、専門性、独自性など)があれば記載すること。

第7 成果物の提出

事業終了後、令和9年2月末頃を目途に発注者あて以下の成果物等を提出すること。なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

- 1 実施報告書(効果検証結果・レポート、対応策等の報告を含む)
印刷物(1部一式)及びUSBメモリー等に格納のこと。
- 2 業務に関して作成した全ての成果物
作成した映像データ等をUSBメモリー等に格納して提出すること。なお、当該電子データは、今後発注者において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

第8 再委託について

- 1 再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。
- 2 再委託により実施する場合は、発注者と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- (1) 業務の主要な部分を再委託すること。
- (2) 契約金額の相当部分を再委託すること。
- (3) 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- (4) 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

第9 その他

1 守秘義務等について

- (1) 受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (2) 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

2 個人情報の取り扱いについて

- (1) 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- (2) 受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- (3) 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、発注者の指示に従い提供を行うこと。
- (4) 契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。

3 著作権等の取り扱いについて

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は発注者が保有する。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- (3) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。
- (4) 受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

4 その他留意事項について

- (1) 発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではないため、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず発注者と協議を行いながら進めること。

- (2) 受託者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議を行い、指示に従うこと。
- (4) 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

(別 記)

特 記 仕 様 書

I 妨害又は不当要求に対する報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第 3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

(1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

(2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

(3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの)の着用

(4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

- (5) 個人情報電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(取得の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第6第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

- | |
|--|
| <p>(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p> <p>(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。</p> |
|--|

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第 8 (1) 関係 個人情報管理台帳 (例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

【契約書記載例】

第○条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元(派遣元)企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元(派遣元)企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号)第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号)第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。
ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「子会社」とは会社法(平成17年法律第86号)(以下「法」という。)第2条第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。